

(仮称)鶴岡市障害差別解消推進条例 骨子案 概要

目的

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するために基本となる事項を定めることにより、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

障害者

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁

・障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害を理由とする差別

・正当な理由なしに、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付ける等の取扱いをすることにより障害のある人の権利利益を侵害すること又は合理的な配慮の提供をしないことをいう。

合理的な配慮の提供

・障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(その者の家族、後見人又は支援者がその者を補佐して行ったものを含む。)があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。

基本理念

1. すべての障害者は、自ら選択した場所に居住し、その地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
2. すべての障害者が、必要かつ合理的な配慮が的確に行われることにより障害者でない者と等しく権利を行使し、機会を得、又は待遇を受けることができること。

市の責務

1. 市は、障害及び障害者に対する理解を深め、市民及び事業者等の協力を得て、障害者の権利擁護及び障害を理由とする差別の解消を図るために必要な施策を推進しなければならない。
2. 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に向けて、必要な財政上の措置を講じつつ、市民及び事業者と協力して計画的に取り組まなければならない。

合理的配慮の提供に関する関係性



市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害を理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

障害者及び支援者の役割

障害者及び支援者は、合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について、周囲に伝えるよう努めるものとする。

障害を理由とする差別の禁止

1. 市及び事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2. 市は、その事務又は事業を行うにあたり、障害者から社会的障壁を取り除く必要がある旨の意思の表明があった場合には、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない。(事業者は努力義務)

不当な差別的取扱いの具体例

- 障害があるという理由で窓口対応やサービスの提供を拒否する。
- 障害があるという理由で対応の順番を後回しにする。
- 障害があるという理由だけでアパートを貸さない。

障害者差別解消法に係る措置等

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関(国や地方公共団体)	禁止	義務
民間事業者(個人事業者・非営利事業者含む)	禁止	努力義務

合理的配慮の具体例

- 聴覚障害のある方に、筆談などでコミュニケーションをとること。
- 理解が苦手な方に、写真や絵を用いて分かりやすく説明すること。
- 車イスを利用されている方が乗り物に乗る際に手助けをすること。

障害を理由とする差別の解消に関する体制整備

相談

- 市は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するため、相談体制の整備を図る。
- 障害者、家族等関係者、事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談ができる。

助言・調整

- 市は、相談を受けた場合には、情報の提供及び助言を行う。
- 市は、必要に応じ、事実の確認及び関係者間の調整を図る。

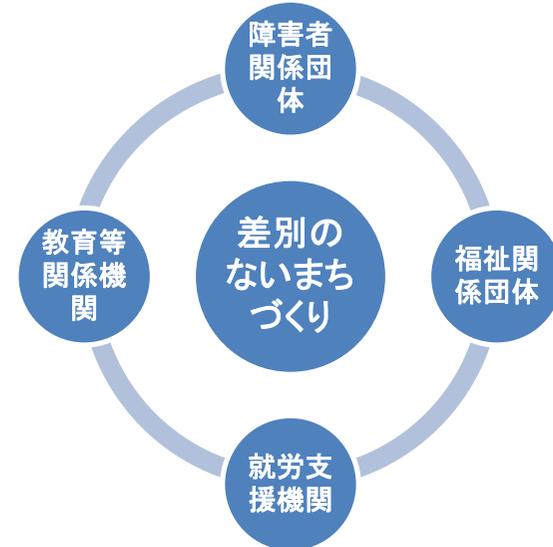
障害を理由とする差別の解消に関する啓発等推進

【広報啓発等】

市は、市民及び事業者が、障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に生き支え合うまちとなるよう、広報及び啓発等の必要な措置を講ずるものとする。

障害差別の解消に向けた協議会の設置

障害を理由とする差別の解消に向けた施策を効果的かつ円滑に行うための協議の場を設置し、必要な情報交換や関係者相互の連携を図るものとする。



- 1 施行日: 令和2年4月1日
- 2 条例施行後3年を経過した場合において、必要があると認めるときは、所要の見直し